



# とうほくふるさと情報

H27年4月版②

～東京司法書士会でピックアップした東北関連の情報をお届けします～



3月13日、盛岡地方裁判所において、陸前高田市の男性の震災関連死を認める判決が言い渡されました。東日本大震災で、震災関連死を認めない自治体の判断を取り消した判決としては3例目です。陸前高田市は、控訴せず、遺族への災害弔慰金などの支給を決定しました。今回は、震災関連死について取り上げます。

## ・震災関連死とは

震災や原発事故発生後、避難生活による環境の変化などにより体調を崩して亡くなるケースで、津波や建物の倒壊などによる直接死と区別されます。

## ・どのようにして認められるのか

遺族からの自治体への申請により、市町村や市町村の委託により県が設置する審議会（医師や弁護士等で構成）で、震災と死亡に相当因果関係があるかを判断します。

## ・認められた場合の効果

東日本大震災で亡くなられた方となり、自治体から遺族に、災害弔慰金や義援金などが支給されます。

## ・認定状況（平成26年9月30日現在）

1都9県で3194名、うち福島県が半数以上（1793名）です。そのうち、震災等から1年以内に亡くなられた方は2723名、年月が経つごとに認定数は減り、震災から3年～3年半での認定数は1名となっています。（復興庁HPより）

## ・認定されなかった場合

自治体に対する不服申立てや、自治体を相手に行政訴訟を起こす方法などがあります。

## ・裁判で震災関連死が認められたケース

仙台市の女性（当時85歳）が、自宅が倒壊し、介護のため避難所に行けず車での生活をし、二度の肺炎を起こして震災から5ヶ月後に亡くなったケース。（平成26年12月9日仙台地裁の判決。仙台市が控訴中。）

冒頭の陸前高田の男性（当時56歳）のケースは、震災から9ヶ月後に急性心筋梗塞で亡くなっています。裁判所は「精神的ストレスが持病を悪化させ、心筋梗塞を悪化させた」としました。原告弁護士は、「遺族の無念が一つだけ解消された」とし、今回の判決に基づいて今まで不認定とされた件の再審査を提言しています。

## ・原発事故の場合

自治体による震災関連死の認定だけでなく、避難生活により体調を悪化させて亡くなられた方の遺族から東電への請求により、死亡慰謝料が支払われるケースもあります。紛争解決センターによる和解が成立したケースとして、楡葉町の老人ホームから避難し、避難による体力の低下による肺炎で、平成23年5月に亡くなられたケース（平成25年4月9日和解成立）などがあります。また、東電に対する訴訟では、双葉病院の患者が原発事故後適切なケアが受けられず避難先で亡くなったケースで和解が成立しているケース（平成26年9月12日千葉地裁）や、川俣町からの避難者について原発事故と自殺の因果関係を認めたケース（平成26年8月26日福島地裁判決。東電側も控訴せず確定。）などがあります。



## 岩手

### 古里復興へ大工志す 大槌と野田の5人が専門校に

被災した古里に暮らしやすい家を立てたい。津波で自宅が流失した大槌町と野田村出身の5人は4月7日、建築大工を志して県立二戸高等技術専門校建築科に入校しました。窮屈な仮設住宅での避難生活を通じ、快適な住環境の大切さを身をもって知った5人は、今後2年間励まし合い、競い合いながら技術を磨き、復興の担い手として古里に帰る決意です。

(岩手日報 web news2015/4/8 より抜粋)



## 宮城

### 石巻市「新渡波」に診療所 来春開院

石巻市は、4月7日、震災の影響で弱体化する地域医療の体制強化を図り、土地区画整理事業で整備する「新渡波地区」に診療所を誘致したと発表しました。この地区では、多くの医療機関が廃業したり、他地区に移転していました。診療所では、内科診療と健康診断に加え、通所リハビリテーションと訪問看護サービスを提供します。被災者向けの宅地や災害公営住宅の整備が進む区域の一角に建設し、来年4月の開院を目指します。(河北新報 online news2015/4/8 より抜粋)



## 福島

### 福島、ふたば未来学園高が開校 復興支える人材育成

福島県広野町で4月8日、震災と原発事故からの復興を支える人材を育成する県立ふたば未来学園高校が開校し、1期生の入学式が開かれました。新入生152人のうち約100人は、広野町などのある双葉郡の出身で、原発事故による避難を経験しています。丹野純一校長は「皆さん一人一人が、この学校の歴史と伝統を築き上げる開拓者です。それぞれの思い描く未来を実現していこう」と生徒を激励しました。

(福島民友 minyu-net2015/4/8 より抜粋)

## 面談による相談（予約制）

### ●東京司法書士会総合相談センター（四谷・金曜 17時～20時）

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区本塩町9-3(JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分)


### ●三多摩総合相談センター（立川）

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリンピック第3ビル 202-A

(JR 立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分)



## 電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。